

令和2年4月27日

北國ウェブアクセスご契約者さま

北國ウェブアクセス関連規定の改定について

いつも北國ウェブアクセスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

下記のとおり北國ウェブアクセスに関連する規定を改定しますのでお知らせいたします。
なお、改定後の規定は、改定前よりサービスをご利用いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 対象となる規定

- ・北國ウェブアクセス利用規定
- ・インターネット・バンキング等による不正払戻し被害補償規定

2. 改定の主な内容（詳しくは次ページの新旧対照表にご参照ください。）

(1) 北國ウェブアクセス利用規定

「電子決済等代行業者のサービスの利用」に関する条項の追加

(2) インターネット・バンキング等による不正払戻し被害補償規定

当行の免責事項として、電子決済等代行業者に提供した「暗証番号」等を用いた不正な払戻しの場合を追加

3. 改定日

令和2年5月1日

以上

本件に関してご不明な点がございましたら、北國ウェブアクセスサポートデスクまでご連絡をお願いいたします。

<北國ウェブアクセスサポートデスク>

フリーダイヤル 0120-508-053

受付時間：平日9:00～18:00

別紙 新旧対照表

(1) 北國ウェブアクセス利用規定

改定前	改定後
<p><サービス利用内容></p> <p>第4条（本人確認）</p> <p>4. 当行は、契約者が本サービスにログオンしたときに追加認証チェックを行い、追加認証の要不要について判断します。追加認証が必要と判断された場合は追加認証画面を表示し、契約者が追加認証設定にて当行に登録された質問のいずれかを1つ表示し、登録された回答を入力することにより本人確認を行います。なお、当行に登録された回答と異なる回答を、当行所定の回数を連続して入力した場合、当該契約者の基本サービスの利用を停止します。</p>	<p><サービス利用内容></p> <p>第4条（本人確認）</p> <p>4. 当行は、契約者が本サービスにログオンしたときに追加認証チェックを行い、追加認証の要不要について判断します。追加認証が必要と判断された場合は追加認証画面を表示し、契約者が追加認証設定にて当行に登録された質問のいずれかを1つ表示し、登録された回答（登録された質問および回答を合わせて以下「追加認証情報」という）を入力することにより本人確認を行います。なお、当行に登録された回答と異なる回答を、当行所定の回数を連続して入力した場合、当該契約者の基本サービスの利用を停止します。</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>第11条（電子決済等代行業者のサービスの利用）</u></p> <p><u>1. 契約者は、当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者（以下「利用可能サービス業者」といいます。）のサービスを自己の判断により利用する場合に限り、「契約者番号」、「管理者（利用者）コード」、「管理者（利用者）ログオンパスワード」、「管理者可変パスワード」および「追加認証情報」（以下これらを総称して「本人認証情報」という）を利用可能サービス業者に提供することができるものとします。なお、本人認証情報以外の情報については、利用可能サービス業者に対しても提供しないものとします。</u></p> <p><u>2. 利用可能サービス業者のサービスの利用は契約者の判断により行うものとし、その信頼性や正確性等について当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>3. 契約者が利用可能サービス業者に本人認証情報を提供している場合であっても、契約者の本人認証情報によるログオンがあった場合、当行は契約者ご本人からの操作とみなします。</u></p> <p><u>4. 当行は、当行の判断により、随時利用可能サービス業者から特定の電子決済等代行業者を除外することができるものとし、当行ホームページ等で公表します。その場合、当該電子決済等代行業者に本人認証情報を提供していた契約者は速やかに管理者ロ</u></p>

改定前	改定後
	<p><u>グオンパスワードおよび利用者ログオンパスワードを変更するものとします。</u></p> <p><u>5. 契約者が本人認証情報を提供していた電子決済等代行業者のサービスの利用を取りやめる場合は、契約者の責任において、当該サービスの解約及び管理者ログオンパスワードおよび利用者ログオンパスワードの変更を行うものとします。</u></p>

(2) インターネット・バンキング等による不正払戻し被害補償規定

改定前	改定後
<p>5. (免責事項)</p> <p>第3条にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。</p> <p>(1) 不正な払戻し等が行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A. 当該不正な払戻し等が行われたことについてお客さまの故意または重大な過失がある場合</p> <p>B. お客さま、もしくはお客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、家事使用人、従業員等の会社関係者の行為、またはそれらの者が加担した不正によって当該不正な払戻し等が行われた場合</p> <p>C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>(2) 番号の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合</p> <p>(追加)</p>	<p>5. (免責事項)</p> <p>第3条にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。</p> <p>(1) 不正な払戻し等が行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>A. 当該不正な払戻し等が行われたことについてお客さまの故意または重大な過失がある場合</p> <p>B. お客さま、もしくはお客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、家事使用人、従業員等の会社関係者の行為、またはそれらの者が加担した不正によって当該不正な払戻し等が行われた場合</p> <p>C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合</p> <p>(2) 番号の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合</p> <p><u>(3) 当行が契約を締結している先として公表する電子決済等代行業者に提供した「暗証番号」「ログオンパスワード」「お取引確認番号」等を用いた不正な払戻しの場合（お客さまは利用可能サービス業者から補償を受けるものとします）</u></p>